

社 施 第 8 0 号

昭和63年5月20日

都道府県
各 民生主管部（局）長 殿
指定都市

厚生省社会局施設課長

厚生省児童家庭局企画課長

社会福祉施設のアスベスト処理工事に係る
国庫負担（補助）協議について

標記については、本日、社施第79号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」をもって、示されたところであるが、昭和63年度から国庫負担（補助）の対象とされる予定のアスベスト処理工事については、次の事項に留意のうえ、貴管下社会福祉施設における整備協議書を別添により取りまとめ、昭和63年6月20日（月）までに社会局施設課あて2部提出願いたい。

1. アスベスト対策については、緊急に対策を講じる必要があることから、除去等の工事を行う必要のある施設については、出来る限り本年度中に速やかに必要な対策が講じられるよう努められたい。
2. アスベストの処理については、その状態が経年変化による劣化、又は破損等によってアスベスト繊維が空気中に飛散する状態にあるものについて除去等の処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事を対象とする。
3. 改修を行う場合には、アスベストの環境大気中への飛散防止等について十分留意する必要があることから、工事の実施に当たっては、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、大気保全部（局）等関係部局と十分調整し、入所者等の健康に最大限配慮した適切な作業が行われるよう指導されたい。
4. アスベストの表面が安定しており、劣化も進んでいない状態や露出していない状態にある施設であって、当面、除去等の工事を行わない施設に対しては、定期的に状況の判定を行う等適切な管理が行われるよう指導されたい。